

府 食 第 375 号  
令和 8 年 6 月 23 日

内閣総理大臣  
高市 早苗 殿

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和 8 年 6 月 17 日付け消食基第 291 号をもって内閣総理大臣臨時代理から食品安全委員会に意見を求められたピリフルキナゾンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

### 記

ピリフルキナゾンの許容一日摂取量を 0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を 1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を 0.05 mg/kg 体重と設定する。